# 横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針(素案)について【概要】

# 1 現行の「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について

(1) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について 横浜市が保有する市立小・中学校のうち、旧耐震基準で建設された 384 校を、目標耐用年数であ る築 70 年に達するまでに計画的に建替える方針で、平成 29 年 5 月に策定しました。

### (2) 見直しの背景

方針の策定から5年間で、22 校の小・中学校で建替えを進めてきましたが、当初の想定から状況が変化し、長寿命化を推進する国の方針や建替えが難しい学校などに対応する必要性が生じました。また、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を踏まえ、持続的かつ安定的な事業の実施が求められています。

そこで、建替えに加え、長寿命化・大規模リニューアルなど柔軟に対応するための新たな取組を進めることとし、「建替え**等**に関する基本方針」として素案を作成しました。

### 2 「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」の構成と見直しのポイント

見直し後の方針	現行の方針	見直しの内容
1 「横浜市立小・中学校施設の建替 え等に関する基本方針」の目的と位 置づけ	1 学校施設建替えに関する 基本方針の目的と位置づけ	
<ul><li>(1) 建替え等基本方針の目的</li><li>(2) 建替え等基本方針に関連する市の計画等</li></ul>	(1) 建替え基本方針の目的 (2) 建替え基本方針の位置づ け	・「(2) 建替え等基本方針に 関連する市の計画等」に、 関連計画を記載しました
<ul> <li>2 建替え基本方針の見直し</li> <li>(1) 見直しの背景▶</li> <li>(長寿命化を推進する国の方針/建替困難校への対応/財政ビジョンの策定)</li> <li>(2) 見直しの方向性とその効果▶</li> <li>(築70年を超えた長寿命化/教育環境の改善への取組等/水泳授業の委託化の検討)</li> </ul>		<ul> <li>▶ポイント1         <ul> <li>「(1) 見直しの背景」に、</li> <li>国の方針等を記載しました</li> </ul> </li> <li>▶ポイント2         <ul> <li>「(2) 見直しの方向性とその効果」に、築70年を超えた長寿命化等に取り組むことやその効果を示しました</li> </ul> </li> </ul>
<ul> <li>3 学校施設を取り巻く現状と課題</li> <li>(1) 学校施設の面積</li> <li>(2) 学校施設の築年数</li> <li>(3) 児童生徒数</li> <li>(4) 学校施設が抱える課題  (狭あいなグラウンド面積/複雑な施設配置/防災面の対応)</li> <li>(5) 教育内容の変化と「学校施設整備水準」</li> <li>(6) これまでの建替事業の実績</li> </ul>	2 学校施設を取り巻く現状と課題 (1)学校施設の面積割合 (2)学校の築年数 (3)児童生徒数の推移等 (4)非効率な施設状況及びグラウンドの狭あい化 (5)教育内容の変化等への対応	<ul> <li>「(4) 学校施設が抱える課題」に、防災面の対応が必要な学校があることを追加しました</li> <li>「(6) これまでの建替事業の実績」を記載しました</li> </ul>

4 学校施設の建替え等についての 考え方 の考え方 (1) 対象校▶ (1) 目標耐用年数 (2) 目標耐用年数と建替え等の時期 (2) 対象校 (3) 事業期間▶ (4) 建替えに併せて検討する事項▶ 扱い ア 機能改善 イ 隣接する小規模校との学校統合 ウ 他の公共施設等との多目的化・複合化 エ 公民連携の推進 (5) 建設年度が異なる棟の取扱い (6) 将来を見据えた整備水準や設備 内容 (7) 建替中に必要な機能の維持 能の維持 5 建替事業の進め方 (1) 建替対象校の選定▶ (1) 建替校の選定 (2) 建替対象校選定の例外 (3) 建替対象校選定における留意点

(4) 選定から建替工事の進め方

(5) 建替えを進める上での留意点▶

# 3 学校施設建替えについて ▶ポイント3 「(1) 対象校 | を全小・中 学校に拡大することや、 「(3) 事業期間 | を延長す (3) 事業期間及び総事業費 ることを記載しました (4) 建設年度が異なる棟の取 ▶ポイント4 (5) 建替校選定の考え方 「(4) 建替えに併せて検討 《選定において重視する点》 する事項 | に、公民連携の 機能改善/学校統合/複合化 推進を追加しました (6) 建替後の学校施設の整備 (7) 建替中における必要な機 4 建替事業の進め方 ▶ポイント5 「(1) 建替対象校の選定 | に、防災面で課題のある学 (2) 建替校選定における留意 校を優先的に選定すること を追加しました (3) 事業着手から建替工事の ▶ポイント6 進め方 「(5) 建替えを進める上で 5 建替えを進める上での留 意点 (1) 地域まちづくりの推進へ 討を追加しました の配慮 (2) 学校の伝統やシンボルへ の配慮 (3) 地域防災拠点 (4) 学校施設の目的外利用 (5) 効率的な事業執行 (6) 財政負担の軽減 (7) 環境に配慮した学校施設 の整備 (8) 特別支援学校、高等学校 の建替え ▶ポイント7

ア 効率的な事業執行と財政負担の軽減 の留意点 に、災害への対 イ 環境に配慮した学校施設の整備 応や水泳授業の委託化の検 ウ 地域まちづくりの推進への配慮 エ 地域防災拠点の機能確保 オ 災害への対応 カ 学校施設の目的外利用への対応 キ 学校の伝統やシンボルへの配慮 ク 水泳授業の委託化の検討 6 学校施設の長寿命化について▶ (1) 建替えが困難な学校とは 今後の学校施設の長寿命化 に係る基本的な考え方を整 (2) 築70年を超えて学校施設を利用 理しました することについて (3) 長寿命化を行う期間 (4) 今後の進め方 7 今後の取組 6 今後の取組

# 3 具体的な見直しのポイント

#### ▶ポイント1 今回の見直しの背景は次の3点です。

・長寿命化を推進する国の方針

文部科学省は「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(令和4年3月公表)において、「建替えに比べ工事費縮減や廃棄物抑制を見込むことができる長寿命化改修への転換を進めていく」とし、教育環境の向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等の積極的な推進を提言しており、対応が求められています。

・建替えが困難な学校への対応

建替えが困難な学校があることが判明しており、建替え以外の方法で老朽化対策等を行う必要があります。

・「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の策定

今後、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少による市税収入の減少等の中でも必要な公共サービスを提供していく必要があり、学校施設の建替事業についても、中長期的な視点に立った持続的かつ安定的な事業実施が求められます。

#### ▶ポイント2

<見直しの方向性>

- · 築 70 年を超えた学校施設の長寿命化に取り組みます。その際は、構造躯体の劣化対策に加え、木質化、断熱化、間取りの変更等を実施し、教育環境の改善を図ります。
- ・これまで以上の脱炭素に取り組むとともに、GIGA スクールなど教育の I C T 化や校舎のバリアフリー化を進めます。
- ・水泳授業の委託化を検討し、水泳授業の質の向上や維持管理の負担軽減を図ります。このことにより、学校プールの整備費等の縮減の効果も期待できます。

#### <見直しの効果>

- ・見直し前に比べ、少子化の状況を的確に反映することで、2065 年度時点の学校施設の施設量(床面 積)が 2021 年度末から1割以上(12%)の縮減となると試算しています。総事業費は、対象校拡 大により増加する見込みですが、事業期間が延びることにより、単年度の事業費を約 400 億円から 約 260 億円に平準化することが可能となると試算しています。
- ・2021 年から 2065 年までの学校施設の修繕費等を含む保全更新コストは、見直し前の約 1 兆 8,200 億円から約 1 兆 5,550 億円へと約 2,650 億円の削減となると試算しています。

#### ▶ポイント3

- <対象校>
- ・旧耐震基準で建設された学校 384 校から**全小・中学校 483 校に拡大**します。
- <目標耐用年数と建替え等の時期>
- ・目標耐用年数は「70 年以上」とします。長寿命化が可能な学校は 70 年を超えて使用することも検討し、長寿命化改修や大規模リニューアルも選択肢とします。
- <事業期間>
- ・令和 2 (2020) 年度の新設校が築 70 年に達する**令和 72 (2090) 年度まで**とします。
- ▶ポイント4 公民連携の推進に努めます。
- <公民連携の推進>
- ・複合化による民間ノウハウの活用が期待できる学校施設の建替え等からPFIなどの公民連携手法 の導入を検討し、順次、適用範囲の拡大を検討していきます。(現在、豊岡小学校(鶴見区)の複合 化において、公民連携導入の可能性も含めて検討中。)
- ・公民連携手法の導入の検討にあたっては、「横浜市中小企業振興基本条例」にも配慮し、市内企業等の公民連携事業への参画促進を図ること等を目的とする「横浜 P P P プラットフォーム」の取組などとも連携して進めていきます。
- ▶ポイント5 防災対策の強化が望ましい学校は、優先的に建替えの検討を行います。
- <建替対象校の選定>
- ・原則として築年数の古い学校(最古の棟が概ね築 50 年以上の学校)から、最古の棟の築年数及び 学校施設全体の平均築年数を総合的に判断して選定します。
- ・浸水想定区域内にある、敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されているなど、建替えに併せた防 災対策の強化が望ましい学校は、優先的に建替えの検討を行います。

- ▶ポイント6 新たに、次の点に留意して建替え等を進めます。
- <効率的な事業執行と財政負担の軽減>
- ・建替えに比べ、工事費を縮減できる長寿命化改修等を効果的に取り入れていきます。
- <環境に配慮した学校施設の整備>
- ・環境への負荷の低減を図るため、「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」に基づき、ZEB Oriented 相当(40%以上エネルギー消費量削減を目標)の省エネ基準達成を目指します。
- ・「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、**積極的に木造化・木質化を進めます。**その財源として、国からの森林環境譲与税を活用します。(現在、万騎が原小学校(旭区)において、木造3階建て校舎を、令和8年度の完成を目指して整備中。)

#### <災害への対応>

- ・浸水想定区域内で一定以上の浸水が想定されている学校は、体育館や電気室、職員室を2階以上に 設置するなどの対策を行います。また、敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている学校は、 建替えに併せて斜面地の対策工事や施設配置等の工夫を行います。
- <水泳授業の委託化の検討>
- ・近隣に民間スイミングスクール等がある学校については、学校プールを更新・修繕せず**水泳授業の 委託化を検討**し、天候に左右されない水泳授業の実施や、更新・修繕費等の節減につなげます。

#### ▶ポイント7

- <築70年を超えた学校施設の利用>
- ・令和3年度から試験的に導入した「耐用年数評価」により、築70年に近い建物でも、適切な維持保全を行うことを前提に、現時点から数十年以上使用できる可能性があることが判明しました。
- <長寿命化を行う期間>
- ・国の方針を踏まえ、学校の状況に合わせて、10年程度の長寿命化から30年以上の使用を想定した長寿命化まで、様々な長寿命化を検討します。
- ・30 年以上の使用を想定した長寿命化を目指す場合には、耐力壁や柱、梁などの保全や強化を行う 「長寿命化改修」に加え、設備や内装等の改善を図る「大規模リニューアル(リノベーション)」の 実施も検討します。
- <今後の対応の進め方>
- ・耐久性向上や維持保全の手法、効果的でローコストな工法等の検討を行い、「耐用年数評価」等を実施した学校について、「学校ごとの個別の対応方針」を検討します。

#### 4 今後の進め方

令和5年3月	第1回市会定例会こども青少年・教育委員会で「基本方針」(素案)をご報告
4 月	市民意見募集
5月	第2回市会定例会こども青少年・教育委員会で「基本方針」(原案)をご報告
6月	新たな「基本方針」公表



横浜市立小・中学校施設の 建替え等に関する基本方針 (素案)

横浜市教育委員会 令和5年3月

# 改定にあたって

横浜市では、延床面積で約1,000万㎡にのぼる公共建築物を保有していますが、学校施設が最も多くを占めており、その大半は学齢期人口の増加に合わせ、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備したものです。公共施設の老朽化は全国的な課題であり、本市では平成12年度に「公共施設の長寿命化-基本方針-」を策定しました。学校施設もこの基本方針に基づき、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図り、築70年まで使用することとなりました。

学校施設を築70年で一律に建替えると、ピーク時には年間20校前後の建替えが必要になります。そこで横浜市教育委員会では、効率的かつ効果的に学校施設の建替えを進められるよう、一部を築70年より前倒しして事業量を平準すること等を検討し、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定しました。

この方針に従い、年間3~6校の建替えに着手し、現在までに22校で建替えの検討を行い、令和5年度中には、建替え後の新校舎が初めて供用開始となります。建替えは、現在の児童生徒数や教育内容に応じた適切な規模で行うほか、児童生徒や教職員の使いやすい効率的な建物配置とします。また、グラウンド面積の拡大や、地域防災拠点の機能改善などの地域課題の解決も図っていきます。

一方で、国は長寿命化を推進する方針を打ち出し、建替事業に取り組む中で建替え困難な学校が判明するなど、新たな課題も生じています。本市において持続的な財政を実現するためにも、築70年までに全対象校を建替えることは現実的ではなく、長寿命化を併用しながら事業量の更なる平準化を検討する必要性が生じています。

そこで、最新の知見なども反映し、方針を見直すこととしました。

横浜市教育委員会は、児童生徒の安全安心で適切な教育環境を整えることができるよう、あらゆる手段を講じて取り組んでいきます。

# 目 次

1 [	横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」の目的と位置づけ・・・ 1
(1)	建替え等基本方針の目的
(2)	建替え等基本方針に関連する市の計画等
	横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン/横浜市公共施設等総合
	管理計画/横浜市中期計画 2022~2025/第4期横浜市教育振興基本計
	画/横浜市立小・中学校施設の通学区域制度及び学校規模に関する基
	本方針/学校施設の長寿命化計画(学校保全・更新計画)
2 建	なな基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・ 5
(1)	見直しの背景
	長寿命化を推進する国の方針/建替えが困難な学校への対応/財政ビ
	ジョンの策定
(2)	見直しの方向性とその効果
	主な見直しの方向性/見直しの効果
3 当	や校施設を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・ 8
(1)	学校施設の面積
(2)	学校施設の築年数
(3)	児童生徒数
(4)	学校施設が抱える課題
(5)	教育内容の変化と「学校施設整備水準」
(6)	これまでの建替事業の実績
4 学	<sup>2</sup> 校施設の建替え等についての考え方・・・・・・・・・・15
(1)	対象校
(2)	目標耐用年数と建替え等の時期
(3)	事業期間
(4)	建替えに併せて検討する事項
	機能改善/隣接する小規模校との学校統合/他の公共施設等との多目
	的化・複合化/公民連携の推進
(5)	建設年度が異なる棟の取扱い
(6)	将来を見据えた整備水準や設備
(7)	建替中に必要な機能の維持

5	建	替事業の進め方・・・・・・・・・・・・・20
	(1)	建替対象校の選定
	(2)	建替対象校選定の例外
		「建替対象校選定の基本」によらず建替えを検討するもの/「建替対象
		校選定の基本」に該当しても建替えを見送るもの
	(3)	建替対象校選定における留意点
	(4)	選定から建替工事の進め方
	(5)	建替えを進める上での留意点
		効率的な事業執行と財政負担の軽減/環境に配慮した学校施設の整備
		/地域まちづくりの推進への配慮/地域防災拠点の機能確保/災害へ
		の対応/学校施設の目的外利用への対応/学校の伝統やシンボルへの
		配慮/水泳授業の委託化の検討
6	学	校施設の長寿命化について・・・・・・・・・・・・・25
	(1)	建替えが困難な学校とは
		国庫補助を導入できる要件を満たしていない/建替えが困難あるいは
		建替時期の調整が必要
	(2)	築 70 年を超えて学校施設を利用することについて
	(3)	長寿命化を行う期間
	(4)	今後の進め方
7	今	後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
	_	
	参	考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

- 1 「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」の目的と 位置づけ
  - (1) 建替え等基本方針の目的

本市は全国でも最多となる483\*校の小・中学校(令和4年5月現在)を抱えていますが、その立地や設立の背景、施設配置などは各校で異なります。

また、市全体の児童生徒数は減少傾向にあるものの、大規模な住宅開発等により増加している地域もあり、在校生が100人未満の学校から1,000人を超える学校まで、その規模等も様々です。

学校施設は以前、築40年程度で建替えていましたが、その後に築70年程度まで使用することとなったため、児童生徒数の増加等には、繰り返しの増改築等で対応してきました。この結果、多くの学校で、校舎配置が複雑、グラウンドが狭あいとなるなどの課題が生じています。

また、耐震化などの安全確保を優先してきたため、屋内環境の整備が十分と は言いがたい現状があります。

このため、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(以下、「建替え基本方針」という。)を策定し、計画的な建替えに取り組んできました。

しかし、策定から5年を経過し、当初の想定から状況が変化してきました。 そこで、これまでの建替事業の実績や、そこから見えた課題も踏まえ、建替え だけでなく長寿命化手法も取り入れ、対応が必要な全ての学校で適切に環境改 善を図ることができるよう、持続的かつ安定的な建替事業の実施を目指して、 建替え基本方針を見直し、「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本 方針」(以下「建替え等基本方針」という。)として改定します。

※ 分校を除く。義務教育学校前期は小学校、後期は中学校に含む。高等学校附属中学校を除く。

# (2) 建替え等基本方針に関連する市の計画等

ア 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」(令和4年6月策定。以下「財政ビジョン」という。)

将来にわたる安定した市政運営の"土台"となる「持続的な財政」を実現するための、中長期の財政方針です。

高齢化と人口減少の進展や公共施設の老朽化により、行政サービスの必要性が高まる一方で、それを賄う市税収入は少なくなっていくことから、<u>財政</u>の構造的な課題の解消に向けて取り組み、「持続的な財政」を実現する必要があり、「保全・運営の適正化」、「規模の効率化」、「施設財源創出」の3つの原則に基づく公共施設マネジメントを総合的に推進することとしています。

#### <公共施設のマネジメント3原則>

保全・運営の	長寿命化を基本とした保全更新を着実に行うとともに、利用状況
適正化	や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の適正化と受益者負担
地址化	の適正化を推進
	地域ごとの人口動態・分布、市民ニーズ等の変化や施設の保全更
規模の効率化	新コストの推移を見通した上で、公共建築物の規模効率化(ダウ
	ンサイジング)を、 <u>目標を設定</u> して推進
施設財源創出	資産の売却等による財源創出の工夫や国費・市債等を有効活用し
心议划你制出	ながら、財政負担を軽減・平準化

具体的な課題に対応するためのアクションである「資産経営アクション」では、「一般会計で整備・運営する本市保有の公共建築物の施設総量(総床面積)について、2065年度に基準時点(2021年度)から少なくとも1割を縮減」することとしています。

# イ 「横浜市公共施設等総合管理計画」(令和4年12月策定)

財政ビジョンを受け、公共施設の全体状況を整理し、経営的な視点で公共 施設マネジメントを推進するための計画です。

今後、財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれる中、将来にわたり、公共施設が安全な状態を保ち、かつサービスの提供を維持・向上するために、長寿命化を図るだけではなく、地域特性や将来を見据えたニーズを検証し、再編整備等の機会を捉え、着実に公共施設の適正化を推進していく、としています。

学校施設については、「第6章 主な公共建築物の適正化の方針」において、「引き続き、多目的化・複合化等や建替実施時期の中長期的な平準化など計画的な再編整備を推進して」いくこととしています。また、更なる長寿命化の検討による建替えの平準化、将来を見据えた配置や施設規模の基準などを整理することとしています。

# ウ 「横浜市中期計画2022~2025」(令和5年1月策定)

2040年頃の横浜のありたい姿を示し、その実現に向け、10年程度の中長期的な9つの戦略と、戦略を踏まえて4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめた計画です。

政策 6 「豊かな学びの環境の実現」において、「限られた財源を活用し、学校施設の環境改善や適切な維持管理を行うとともに、子どもの学習環境の充実や教職員の働きやすい環境」を実現するとしており、この建替え等基本方針は、その具体的な方針を示すものです。

また、政策38「公共施設の計画的・効果的な保全更新」において、学校施設を含む公共施設について、「将来の人口や財政を見据えた公共施設の規模・数量、質、保全更新コスト等の適正化を図りながら、長寿命化を基本とした、計画的かつ効果的な保全更新を推進」するとしています。

# 工 「第4期横浜市教育振興基本計画」(令和5年3月策定予定)

「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向け、今後4年間で進める施策や取組をまとめた計画です。

「柱7 安全・安心でより良い教育環境 施策1 学校施設の計画的な建替え」において、「学校建替えの検討にあたっては、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化、公民連携手法の活用、自然環境に配慮した学校整備などを検討し、効果的に進める」こととしています。

また、財政ビジョンを踏まえ、事業費の更なる平準化を図ることとしています。

オ 「横浜市立小・中学校施設の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」 (平成30年12月改定、以下「学校規模に関する基本方針」という。)

少子化により今後見込まれる児童生徒数の減少や他の教育施策、厳しい財政状況等を踏まえ、児童生徒の教育環境の改善に向けて、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、通学区域の調整や学校統合、学校新設などについての考え方を示す方針です。

学校施設の建替えと学校規模の適正化を併せて検討することが、教育環境の向上を実現するうえで効果的な場合があるため、両方針で連携して取り組んでいきます。

カ 「学校施設の長寿命化計画(学校保全・更新計画)」(平成30年3月策定) 児童・生徒の教育環境の維持・向上を第一に考えつつ、学校施設を総合的 に捉え、長寿命化を基本とし、コストの縮減と平準化や教育環境の質的改善 も考慮しながら、適正に改修・建替えるための計画です。

「横浜市公共施設等総合管理計画」の個別計画の一つです。

# 2 建替え基本方針の見直し

# (1) 見直しの背景

今回の建替え基本方針見直しの背景には、長寿命化を推進する国の方針、建 替えが困難な学校への対応、財政ビジョンの策定の3つの視点があります。

# ア 長寿命化を推進する国の方針

文部科学省は、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」 (令和4年3月公表)において、「限られた予算で学校施設の安全を確保し、 機能向上を図っていくために、建替えに比べ工事費縮減や廃棄物抑制を見込 むことができる長寿命化改修への転換を進めていく」とし、学校設置者とし て、「教育環境向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等の積極的な 推進」が求められています。

# イ 建替えが困難な学校への対応

これまでの建替事業実施を通し、建替えを検討したものの、老朽化がそれほど進んでいない、物理的に工事が困難などの理由により、すぐに建替えが難しい学校が一定数存在することが判明しました。このため、建替え以外の方法で老朽化対策等を行う必要があります。

これらの学校の一部について「耐用年数評価\*」を行ったところ、適切な維持保全を行うことで、築 70 年を過ぎても安全に学校施設を使用できる可能性があることが判明しています。

※耐用年数評価…耐力壁や柱、梁の状況を確認し、構造躯体が、今後、何年程度 使用が可能か、物理的に評価するもの

### ウ 財政ビジョンの策定 (P.2 参照)

本市の厳しい財政状況を踏まえ策定された財政ビジョンの「資産経営アクション」において、「一般会計で整備・運営する本市保有の公共施設の施設総量(総床面積)について、2065年度に基準時点(2021年度末)から少なくとも1割を縮減」するとされています。

学校施設についても、これを達成する必要があります。

# (2) 見直しの方向性とその効果

これらの方針や課題に対応するため、また、厳しい財政状況に対応して 事業量を平準化するため、次のような方向性で取り組みます。

### ア 主な見直しの方向性

# (ア) 築70年を超えた長寿命化

構造躯体の劣化対策を行う「長寿命化改修」等に取り組み、築 70 年を超えて一部の学校施設を使用し、建替えの事業期間を延ばして事業費を平準化します。

長寿命化は、建替えが困難な学校への対策としても検討していきます。

# (イ) 教育環境の改善への取組等

長寿命化改修に加え、木質化、断熱化、間取りの変更などの大規模リニューアルの実施を併せて検討し、新たな教育活動への対応や教育環境の改善を図ります。

また、これまで以上の脱炭素に取り組むとともに、引き続き、GIGA スクールなど教育の I C T 化や校舎のバリアフリー化を進めます。

#### <長寿命化改修と大規模リニューアル>

- ・長寿命化改修…主に耐力壁や柱、梁などの保全や強化を行う改修。築70年を過ぎ、中長期にわたり学校施設を使用する際に実施を検討。
- ・大規模リニューアル (リノベーション) …設備や内装等の大幅な改善を図る 改修。

#### (ウ) 水泳授業の委託化の検討

水泳授業の委託化を検討し、水泳授業の質の向上や維持管理の負担軽減 を図ります。このことにより、学校プールの整備費等の縮減の効果も期待 できます。

### イ 見直しの効果

見直し前に比べ、少子化の状況を的確に反映することで、2065 年度時点の学校施設の施設量(床面積)について、「基準時点である 2021 年度末から 1割以上(12%\*1)の縮減」となると試算しています。

総事業費は、対象校を旧耐震の384校から全483校に広げるため、約1兆円から約1兆2,000億円となる見込みですが、事業期間が延びることにより、単年度の事業費を約400億円から約260億円に平準化することが可能\*2と試算しています。

また、2021 年から 2065 年までの学校施設の修繕費等を含む保全更新コスト\*3 は、見直し前の約 1 兆 8,200 億円から約 1 兆 5,550 億円へと約 2,650 億円の削減となると試算しています。

- ※1 各校一律に児童生徒数が減少すると仮定し、築年数の古い学校から順に建替えもしくは長寿命化に着手する想定のもとにシミュレーションした数値。(個別の事情は考慮したものではない。)
- ※2 事業期間の延長により少子化が進み、児童生徒数の減少が進んだ段階での小規模な建替え、学校統合が進むことによる学校数の減少が見込まれるため。事業費だけでなく、施設面積の抑制も可能。
- ※3 建替事業費と長寿命化等費用、保全費用(150億円/年と仮定)の累計
- ※※ 事業費等の試算はいずれも物価上昇等は考慮せず。

# 3 学校施設を取り巻く現状と課題

### (1) 学校施設の面積

本市の全会計(一般会計・企業会計・特別会計)における公共建築物の総数は2,600施設、総床面積は約1,000万㎡です。

出典:横浜市公共建築物マネジメント白書(第2版・令和元年7月)

上記のうち、令和3年度末時点において、一般会計で整備・運営する本市の公共建築物の施設数は約2,300施設、総床面積は約862万㎡です。そのうち学校施設は、高等学校、特別支援学校等も含めると約500校、約365万㎡で、公共建築物面積の約4割を占めています。

出典:横浜市公共施設等総合管理計画

【図1】一般会計で整備する公共建築物の床面積割合



出典:横浜市公共施設等総合管理計画

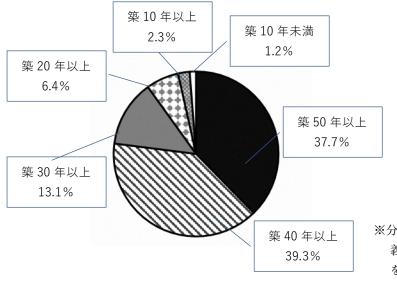
# (2) 学校施設の築年数

本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備してきました。そのため、現在では4割近い学校が築50年を経過しています。

【図2】 横浜市立小・中学校の建設年度

※横浜市教育委員会調べ

【図3】 横浜市立小・中学校の築年数



築年数	校数
築50年以上	182
築40~49年	190
築30~39年	63
築20~29年	31
築10~19年	11
築10年未満	6
計	483

※分校、高等学校附属中学校は除く。

義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程 を中学校の校数に含む。

※横浜市教育委員会調べ(令和4年5月現在)

# (3) 児童生徒数

本市の児童数(小学生)は昭和55 (1980)年度の286,617人をピークに減少し、令和4 (2022)年度には176,232人と、ピーク時の61.5%となりました。また、生徒数(中学生)は昭和61 (1986)年度の136,249人をピークに減少し、令和4 (2022)年度には76,999人と、ピーク時の56.5%となりました。なお、横浜市将来人口推計では、今後も学齢期人口の減少は続き、令和47 (2065)年には、令和4年比で約7割となることが見込まれています。

【図4】 横浜市立小・中学校及び義務教育学校の児童生徒数の推移



(万人) 【図5】 横浜市の将来学齢期人口推計 20 ━┷━6~11歳 18 □ 12~14歳 16 188,540 人(H27) 14 12 10 128,128 人(R47) 8 6 100,132 人(H27) 4 66,031 人(R47) H27 H30 R3 R6 R9 R12 R15 R18 R21 R24 R27 R30 R33 R36 R39 R42 R45

出典:横浜市将来人口推計

# (4) 学校施設が抱える課題

本市では、住宅地内にあるなど敷地面積が狭あいな小・中学校が多く、グラウンド面積は、小・中学校1校あたり、児童生徒1人あたりともに21都市中最低水準です。市の基準面積(小学校3,800㎡、中学校5,200㎡)に満たない学校も52%に上ります。

敷地についても、形状が不整形な学校や、段差や傾斜がある学校があります。 また、大規模な住宅開発等による児童生徒数の急増等への対応で頻繁に増改 築や内部改修を行ってきたため、建設当初と現状が大きく異なり、施設配置が 複雑で使い勝手が良くない、あるいは授業や行事等で活用しづらい学校が多く あります。

加えて、一部の学校は、浸水想定区域内にある、敷地内に土砂災害特別警戒 区域が指定されているため、防災面の対応が求められています。

# 【図6】指定都市及び東京都区部の児童生徒数及び施設面積

# 【小学校】

(単位 面積=m²)

	1校あたり										1人あたり							
	校数		児童数		校地面積		グラウンド 面積		建物の 保有面積		校地面積		グラウンド 面積		建物の 保有面積			
横	浜	•	市	341	538	(4)	12,540	(17)	3,725	(20)	5,856	(11)	23.3	(18)	6.9	(21)	10.9	(15)
21	都市	平	均	177	471	1	15,469	-	7,153	ı	5,843	-	33.8	_	15.7	-	12.6	-

# 【中学校】

(単位 面積=m²)

					1校あたり								1人あたり							
		校数	生徒数		校地面積		グラウンド 面積		建物の 保有面積		校地面積		グラウンド 面積		建物の 保有面積					
横	浜	市	147	614	(3)	18,361	(16)	6,423	(20)	6,383	(17)	29.9	(18)	10.5	(21)	10.4	(20)			
21 ‡	都市	平均	83	495	_	21,705	_	10,777	_	6,895	_	45.4	_	22.7	_	14.3	_			

※ ( ) は21都市の中での順位

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

※他都市の数値等は巻末「参考資料」参照

出典:大都市比較統計年表(令和2年5月現在)

# (5) 教育内容の変化と「学校施設整備水準 |

これまで、学習指導要領の変更等に併せて、必要な特別教室や諸室の種類・面積を示す市の基準「学校施設整備水準」の見直しを随時、行ってきました。これにより、個別支援教室や多目的室、武道場などを新たに整備することとしたほか、体育館のアリーナ面積も広げてきました。

また、学級編制に係る法律の改正による35人学級への対応も進めています。 学校教育に必要な面積は増加傾向ですが、敷地面積が狭あいな学校では、増 改築や内部改修によるこれ以上の対応が難しく、現状では、市の整備水準を下 回っている学校が多くあります。

# 【図7】建替えによる面積の変化

#### <都岡小学校建替えの例>

	建替前	建替後				
保有教室	普通 14-個別 3-特別 6-多目 0	普通 13-個別 3-特別 6-多目 7				
延床面積	約 5,800 ㎡	約 7,100 ㎡				

# <汐見台小学校建替えの例>

	建替前	建替後				
保有教室	普通 30-個別 2-特別 5-多目 1	普通 23CR-個別 2-特別 7-多目 5				
延床面積	約 6,800 ㎡	約 8,600 ㎡				

#### <二俣川小学校建替えの例>

	建替前	建替後				
保有教室	普通 19-個別 3-特別 5-多目 1	普通 23-個別 2-特別 6-多目 8.5				
延床面積	約 5,900 ㎡	8,000 m²				

※横浜市教育委員会調べ

# (6) これまでの建替事業の実績

選定	学校名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考
年度	上菅田				解体			R5 全面供用開始
	笹の丘小			設計		工事		学校統合 R5 一部供用開始
H29	都岡小	構想	設計	пхит	設計		工事	R7 全面供用開始
	汐見台小				解体	解体		R5 全面供用開始
	70元日小				乃十十十	工事		施設配置改善**1
	菅田の丘小					解体	解体	R6 全面供用開始
						設計	工事	学校統合
H30	   榎が丘小		構想	設計	設計		工事	R6 一部供用開始 施設配置改善
1130			144.00		пхит	設計	工 子	グラウンド面積拡大※2
	1米口.1、						解体	R7 全面供用開始
	勝田小						工事	施設配置改善
	二俣川小					設計	設計	_
	万騎が原小				設計			R6 一部供用開始
R1				構想				グラウンド面積拡大
	瀬谷小							木造校舎 R6 一部供用開始
								グラウンド面積拡大
	矢向小							グラウンド面積拡大
	吉原小							_
	今宿小					設計		_
R2	菊名小				構想		設計	土砂災害対策要
	つつじが丘小							_
	戸塚小					構想		浸水対策要
	曲四几					設計		児童数急増対策
	豊岡小					構想	構想	複合化検討
R3	二谷小 桜岡小					構想		_
	本郷中					11-11-70-7	設計	_
	上末吉小							土砂災害対策要
R4	南小						構想	
	大門小							浸水対策要

<sup>※1</sup> 施設配置改善…個々の教室の独立性は高いが使いにくい配置(バッテリー/クラスター型の教室等)を、建替えにより改善した学校

<sup>2</sup> グラウンド面積拡大…建替えにより、整備水準に満たなかったグランド面積を整備水準以上に引き上げた学校

# 【建替校の一例】都岡小学校(旭区)の校舎棟外観、音楽室



外観



可動間仕切りにより一体的に使用できる音楽室 (奥) と多目的室 (手前)

# 4 学校施設の建替え等についての考え方

# (1) 対象校

財政ビジョンで「全ての公共建築物を対象にファシリティマネジメントを推進する」とされたことを踏まえ、旧耐震基準で建設された384校から拡大し、全小・中学校483校を対象として、建替えに加え長寿命化も選択肢とします。

建替えや長寿命化は、長期にわたる学校施設の使用を想定して行うため、将来を見据えた配置も考慮し、当面、小規模校化する見込みがない学校を対象として実施します。

なお、特別支援学校は、児童生徒の特性から「居ながら建替え」が困難なこと、「特別支援学校設置基準」(令和3年9月公布)への対応も検討する必要があることなどから、この基本方針の対象には含めず、別に方針を検討します。

また、高等学校については、入学試験や学校ごとの特色ある教育内容への対応などについて検討する必要があることから、この基本方針の対象には含めず、別に方針を検討します。

【図8】 対象の学校数

令和4年4月1日現在

建設年度	昭和56年度以前	昭和57年度以降	計
建议平及	(旧耐震基準)	(新耐震)	ĦΙ
小学校	267校	71校	338校
中学校	107校	38校	145校
計	374校	109校	483校

※分校、高等学校附属中学校は除く。義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む。旧耐震基準の学校数は、平成29年5月時点では384校。

# (2) 目標耐用年数と建替え等の時期

「横浜市公共施設等総合管理計画」(P.2参照)で、本市の公共施設の目標耐用年数を原則として「70年以上」としているため、学校施設の目標耐用年数も「70年以上」とします。

複雑な施設配置や狭あいなグラウンド面積、防災への対応など、<u>建替えを行</u> 力ないと解決できない課題のある学校については、教育環境の向上を図るため、 効果的に長寿命化を取り入れ建替え事業量を平準化しつつ、建替えを検討して いきます。

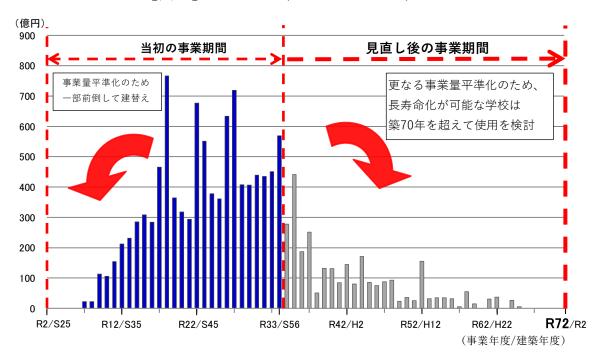
一方で、課題が少なく、長寿命化が可能な学校は70年を超えて使用すること も検討し、長寿命化改修や大規模リニューアルも選択肢とします。

# (3) 事業期間

事業期間は、令和 2 (2020) 年度に新設された箕輪小学校(港北区)が築70年に達する令和72 (2090) 年度までとします\*1。

また、事業費は、建替えに加え、長寿命化改修・大規模リニューアルにかかる経費とします\*\*2。

- ※1 築70年数に満たない学校の一部を前倒して建替えることに加え、築70年を超え 後倒し(長寿命化を図った後に建替え)する想定。
- ※2 解体費、仮設費、グラウンド整備費を含む。工事中の代替運動場費用等は含ま ず。



【図9】事業期間(事業量の平準化)

- ・築70年で建替えた場合
  - 旧耐震基準の 384 校が対象。事業期間の事業費は約1兆円。ピーク時の事業費は単年度で約800 億円。
- ・建替え基本方針(平成29年5月策定) 旧耐震基準の384校が対象。事業量平準化のため、築70年を超えない範囲で一部前倒して 建替えを実施。事業期間は令和33(2051)年度、ピーク時の事業費は単年度で約400億円。
- ・建替え等基本方針(今回の見直し) 新耐震を含む全 483 校が対象。更なる事業量平準化のため、長寿命化が可能な学校は 70 年 を超えて使用することで事業期間を令和 72 (2090) 年まで延長。ピーク時の事業費を単年度 で約 260 億円に圧縮。

# (4) 建替えに併せて検討する事項

学校施設の建替えは、単に老朽化対策にとどまらず、教育環境の向上や公共 建築物の効率的なマネジメントを進める重要な機会であるため、学校施設の機 能改善、隣接する小規模校との学校統合、他の公共施設等との複合化(再編整 備)、公民連携の推進といった視点からも検討します。

### ア 機能改善

建替えにあたっては、「学校施設整備水準」に沿った整備を行うとともに、 児童生徒の安全確保や将来を見据えた学校教育・学校運営に配慮した施設配 置、動線計画とし、機能改善を図ります。また、防災上課題のある学校\*は、 複合災害やレジリエンス(回復力)にも配慮した計画とします。

#### ※ 防災上の課題のある学校

- ・0.5m以上の浸水が想定される学校…16%
- ・敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている学校…14%

# イ 隣接する小規模校との学校統合等

市内には、学校の小規模化が進む地域もあります。「学校規模に関する基本方針」(P.4 参照)では、小規模校(11 学級以下、中学校で8学級以下)は異学年で一緒に活動する機会が増え、子ども同士がよく知り合うことができる一方で、多様な個性と触れ合える機会が少なくなる、行事や校内外活動が限定されるなどの課題があり、今後も規模適正化により教育環境の改善を進めていく必要があるとしています。

これを踏まえ、小規模校周辺校の学校を建替える際には、学校規模に関する基本方針に基づき、隣接する小規模校との学校統合等を検討します。

# ウ 他の公共施設等との多目的化・複合化

「横浜市公共施設等総合管理計画」(P.2参照)では、「大規模改修や建替え、新築など、大規模な投資を行う場合や施設の統廃合を行う機会に、多目的化・複合化などの再編整備を図る」こととしています。

多目的化・複合化を行うと、維持管理費等の効率化が期待できます。また、 複合施設の機能を授業や学校行事等、学校教育で活用することや、地域の拠 点形成も期待できることから、学校建替えにあたっては、周辺の公共施設等 の配置や建替え計画等に十分配慮し、多目的化・複合化の検討を行います。

### <多目的化・複合化の実績>

・コミュニティハウスとの複合化…3校

# エ 公民連携の推進

学校建替え等に民間ノウハウや資金を活用することで、整備や維持管理等に係る財政負担の軽減や平準化だけでなく、工期短縮や建替え後の高いサービス水準の維持管理等が期待できます。

複合化を進めた場合にその効果が大きく期待できることから、駅に近いなど市民にとって利便性が高く、商業地域など高度利用が可能な場所にあり、複合化による民間ノウハウの活用が期待できる学校施設の建替え等から P F I などの公民連携手法\*の導入を検討し、順次、適用範囲の拡大を検討していきます。

なお、公民連携手法の導入の検討にあたっては、「横浜市中小企業振興基本条例」(平成22年4月策定)にも配慮し、市内企業等の公民連携事業への参画促進等を目的とする「横浜PPPプラットフォーム」の取組などとも連携して進めていきます。

※公民連携(PPP: Public Private Partnership)手法…公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。PPPには、PFI法に基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うPFIを始め、指定管理者制度、包括的民間委託など様々な手法が含まれる。

#### <複合化の検討>

・駅に近く商業地域にある立地を活かした、豊岡小学校(鶴見区)と図書館、保育 園等の複合化において、公民連携導入の可能性も含めて検討中(令和5年3月現 在)

# (5) 建設年度が異なる棟の取扱い

建替えが必要な学校において、校舎や体育館、プール等の棟ごとに建設年度が異なる場合、耐用年数に達するタイミングで各棟を建替えると、施設配置の制約が大きくなり、施設の集約化等による敷地の適正利用や施設の使い勝手の向上などの目的達成が困難になります。

このため、全面建替を基本とし、最古の棟の築年数及び学校施設全体の平均 築年数から、建替時期を総合的に判断します。

ただし、建替後の施設配置計画に影響が少ない場合、学校施設全体の建替えが困難な場合などは、一部建替えや長寿命化改修、大規模リニューアルも検討します。

# (6) 将来を見据えた整備水準や設備

学校施設の建替えにあたっては、児童生徒の安全・安心を確保し、より良い教育環境を整備するため、最新の「学校施設整備水準」や仕様に基づき設計します。

また、敷地の効率的な活用による施設及びグラウンド等の必要面積の確保やコンパクトな施設配置による使いやすさの向上、維持管理費の効率化を図るため、用途地域等を勘案しながら、必要に応じて高層化を検討します。

また、建設後70年以上の長期にわたり使用することを踏まえ、ライフサイクルコスト縮減のために、耐久性が高く、保全が容易であることや将来の用途変更への対応を考慮した整備を行います。

### (7) 建替中に必要な機能の維持

建替工事等は学校教育を現地で維持しながら行うため、建替中の学校施設について、特別教室や給食室等も含め、必要な機能の維持に努めます。

特に、グラウンドに仮設校舎や新校舎を設置する際は、グラウンドの使用が 大幅に制限されます。体育授業の実施や防災拠点としての機能が継続できるよ う、体育館の継続利用に努め、運動会など体育館では実施困難な学校行事等に ついては、学校予定地等の未利用公共用地や公園、近隣の小・中学校等の活用 を検討します。

# 5 建替事業の進め方

# (1) 建替対象校の選定

建替対象校の選定は、原則として築年数の古い学校から行うことを基本とし、 国庫補助の対象となる学校から選定します。なお、国庫補助対象の要件につい ては、耐力度調査\*等により確認します。

※耐力度調査…学校施設における「建物の構造耐力」、「経年による耐力・機能の低下」、 「立地による影響」の3項目を総合的に判断し、建物躯体の健全度を評価する調査

選定にあたっては、教育委員会事務局内に設置する「建替対象校選定会議」 において、最古の棟が概ね築50年以上の学校から、最古の棟の築年数及び学校 施設全体の平均築年数を総合的に判断して選定します。

また、教育環境や防災面に課題が多く、建替え以外の方法では改善が見込めない学校は、優先的に建替えの検討を行います。

- ①児童生徒の安全確保や学校教育・学校運営に支障が生じている学校(学校施設が特殊な形状や複雑な配置である、頻回な増改築により動線が長く複雑になることで使い勝手が悪い等)
- ②多目的室がないなど、整備水準を大きく下回る学校
- ③建替えに併せた防災対策の強化が望ましい学校(浸水想定区域にある、敷地内に 土砂災害特別警戒区域が指定されている等)

# 【図 10】建替対象校選定の基本

築年数が古い学校 (概ね築 50 年以上)

- ①築 70 年に近い校舎がある 又は
- ②学校施設全体の平均築年数が 古い



国庫補助の対象となる

※施設配置に課題、教室数が不足、整備水準 に満たない、防災対策の強化が必要等の 学校は優先的に選定します。

# (2) 建替対象校選定の例外

- ア 「建替対象校選定の基本」によらず建替えを検討するもの
  - (ア) 学校規模適正化に併せた建替えが望ましいと判断された場合
  - (4) 他の公共施設等との複合化等に併せて建替えが望ましいと判断された場合
  - (ウ) 児童生徒の急増等に伴い、教室確保のために建替えが望ましいと判断 された場合
  - (エ) その他、建替えることが妥当と認められる場合
- イ 「建替対象校選定の基本」に該当しても建替えを見送るもの
  - (ア) 小規模校化し適正規模校化が見込まれない場合
  - (4) その他、当面の間、建替えを見送ることが妥当と認められる場合(個々の実情に応じた対応を検討)

# (3) 建替対象校選定における留意点

同じ子どもが小学校、中学校それぞれで建替工事期間に在学し、教育環境に大きな制約がある中で学校生活を送り続けることを避けるために、学区が重なる小・中学校の建替えは一定年数を開けることとし、やむを得ず連続した建替えが必要な場合は、原則中学校を先に建て替えることとします。

#### (4) 選定から建替工事の進め方

建替事業の標準的なスケジュールとして、1年目に基本構想、2~3年目に 基本設計・実施設計、4年目以降に建替工事等の実施を想定しています。

なお、校舎本体の建設工事等は学校教育を現地で維持しながら行うため、一般的な建築に比べ時間を要します。これまでの事例では、仮設校舎を設置しない学校で3年程度、仮設校舎等を設置せざるを得ない学校や、工程上ローリング(順次解体・建築を繰り返す工法)せざるを得ない学校では、5年以上要する場合もあります。校舎の状況、配置状況、敷地規模等によって学校ごとに工事内容が異なるため、地域や保護者、教職員の要望も踏まえ、建替えを進めていきます。

なお、工事を進める際は、「4(7)建替中に必要な機能の維持」等に配慮していきます。

【図 11】 建替えまでの標準的なスケジュール

1年目	2~3年目	4年目~
基本構想	基本設計・実施設計	工事

#### (5) 建替えを進める上での留意点

# ア 効率的な事業執行と財政負担の軽減

事業費や工事期間、児童生徒への負担軽減等の面から、効率的な設計・ 工法等を選択して進めます。また、建替えに比べ、工事費を縮減できる長 寿命化改修等を効果的に取り入れ、事業量を平準化して財政負担の軽減を 図ります。

加えて、国庫補助の補助率の見直しや適用範囲の拡大等を国に求め、財源確保に努めていきます。

# イ 環境に配慮した学校施設の整備

環境への負荷の低減を図るため、「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」(令和5年1月改定)に基づき、ZEB Oriented相当\*の省エネ基準を達成するとともに、引き続き太陽光の利用や照明のLED化を図り、これらを学習面でも活用できる学校施設の整備を目指します。

また、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」(令和4年4月策定)を踏まえ、学校施設においても、積極的に木造化・木質化を進め、児童生徒にとって身近な空間で木材を利用し、健康的で温もりのある快適な教育環境を整備していきます。なお、その財源として、国からの森林環境譲与税を活用します。

※ZEB oriented相当…40%以上のエネルギー消費量削減を目標

### <これまでの木造化の実績>

・万騎が原小学校(旭区)において、木造3階建て校舎を、令和8年の完成 を目指して整備中。(令和5年3月現在)

#### ウ 地域まちづくりの推進への配慮

学校施設の建替えは地域の課題解決の重要な契機ともなります。そのため、地域の実情やニーズを的確に把握し、検討する必要があります。関係区局が連携し、地域の声を反映しながら、地域課題の解決や地域のまちづくりに資する施設として整備できるよう配慮します。

### エ 地域防災拠点の機能確保

地域防災拠点に指定されている横浜市立小・中学校は、令和4年4月1日 現在で445校あります。建替期間中に震災が発生することも想定し、体育館 の継続利用等、建替工事中も地域防災拠点機能を維持できるよう努めます。 なお、総務局及び区役所、学校及び地域と十分に調整を行います。

#### オ 災害への対応

浸水想定区域内で一定以上の浸水が想定されている学校は、体育館や電気 室、職員室を2階以上に設置するなど、地域の意見も反映しながら、可能な 限りの対策を行います。

また、敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている学校では、建替え に併せて斜面地の対策工事や施設配置等の工夫を行います。

これらの取組を通して、複合災害への対応能力や災害へのレジリエンス (回復力) を高めます。

#### カ 学校施設の目的外利用への対応

学校教育の目的外に学校施設を活用している事例として、放課後キッズクラブ、保育所、コミュニティハウス、学校開放や地域の行事等があります。 工事期間中は一時的に、これらの使用が制限されたり使用できなくなったりすることも想定されますが、学校、利用者、地域等とともに、可能な限り活動を継続できるよう、施設の一部利用や代替利用等について検討していきます。

なお、建替後に、児童生徒と地域が共同利用できる施設として機能するよう、配置等を十分に考慮していきます。

# キ 学校の伝統やシンボルへの配慮

伝統ある意匠やシンボルツリーなど、児童生徒や地域に親しまれ、誇りとなっているものについては、関係者の意見に配慮しながら、継続して設置できるよう検討します。

# ク 水泳授業の委託化の検討

近隣\*に民間スイミングスクール等がある学校については、水泳授業の委託化を検討し、天候に左右されない水泳授業の実施や水泳指導の質の向上、プールの維持管理を担う教職員負担の軽減を図ります。また、学校プールの更新・修繕を行わないことで、整備費や更新・修繕費、水道料金等の節減につなげます。

※ 近隣…概ね1km程度の徒歩圏を想定。周辺の交通事情や学級数、民間スイミン グスクール等の受入態勢等を総合的に判断する。本市には、水泳授業が可 能な室内プールを持つ民間スイミングスクールやスポーツクラブが約80 か所ある。(令和4年12月現在)

# 6 学校施設の長寿命化について

学校施設の建替えには、単なる老朽化対策に留まらず、グラウンド面積の拡大 や複雑な校内動線の改善など抜本的な教育環境向上を図る目的もあります。この ため、老朽化対策として建替えを原則としています。

一方で、持続的かつ安定的な建替事業の実施のため、今後は、耐用年数評価等の結果等を踏まえ、築 70 年を超えた長寿命化を効果的に取り入れて建替えの事業量を平準化しつつ、計画的に建替えを進めていきます。

また、建替えが困難な学校についても、長寿命化改修や大規模リニューアルを 効果的に取り入れて、老朽化対策や教育環境の向上を図っていきます。

# (1) 建替えが困難な学校とは

建替えが困難な理由には、「老朽化を理由とする国庫補助の対象外」、「老朽化を理由とする国庫補助の対象だが、建替えが物理的に困難、あるいは建築条件等を整えるために建替時期の調整が必要」の2つがあります。

ア 国の補助要件を確認する「耐力度調査」の結果、耐力度が高く、老朽化 を理由とした国庫補助を導入できる要件を満たしていない

【図12】耐力度調査の結果(令和5年2月末時点)

	小学校	中学校	合計
調査数	87 校	21 校	108 校
国庫補助対象外	<u>31 校</u>	14 校	<u>45 校</u>

- イ 老朽化による国庫補助の対象で建替えが望ましいが、物理的に建替えが困 難あるいは建築条件等を整えるために建替時期の調整が必要
  - ・周辺道路が狭く、大型工事車両の通行が困難なため工事が長期にわたるな ど、事実上、学校教育を現地で維持しながらの建替えが難しい
  - ・敷地境界や権利関係等が整理できないと建設に着手できない
  - ・建替工事終了時点で小規模校化が見込まれるなど、ある程度の期間、児童 生徒数の推移の注視が必要
  - ・一部校舎のみ建替えが必要だが、他の校舎等の築年築が浅い(最古の棟を 長寿命化して、他棟が築 70 年を迎える頃に建替えを検討することが望ま しい)

# (2) 築70年を超えて学校施設を利用することについて

目標耐用年数とは、建物を供用しようとする目標年数を指し、建物の「寿命」 とは異なります。学校施設に多い鉄筋コンクリート造の構造躯体は、物理的に は、適切な維持保全等を実施すれば70年以上の長寿命化も技術的に可能とさ れています。

教育委員会事務局では、学校施設の耐力壁や柱、梁の状況を確認し、構造躯体が、今後、何年程度使用が可能か、物理的に評価する新たな手法である「耐用年数評価」を導入しています。

令和3年度に3校で試験的に導入したところ、築70年に近い建物でも、適切な維持保全を行うことを前提に、現時点から数十年以上使用できる可能性があることが判明しました。

# 【参考】「耐用年数評価」の考え方

鉄筋コンクリート造の建築物では、アルカリ性のコンクリートが大気中の 二酸化炭素等と反応して中性化することで防錆効果がなくなり、中性化が鉄 筋に達すると、鉄筋の腐食が始まると言われています。

これを踏まえ、コンクリートの中性化の深さやコンクリートの圧縮強度などを調査し、「コンクリートの中性化が最外側の一定の割合の鉄筋に到達する期間」を「物理的耐用年数」として算定、評価します。

耐用年数が0年と評価されても、直ちに危険ということではありませんが、より丁寧に保全を行っていく必要があります。また、発錆は、コンクリートの微細なひび割れを通した水分や酸素の供給が原因になるため、外壁面等の防水をしっかり行うことも有効です。

なお、耐震性については平成 27 年度までに全小・中学校で耐震診断を行い、 必要な改修工事を実施済です。

# (3) 長寿命化を行う期間

国の方針を踏まえ、学校の状況に合わせて、10年程度の長寿命化から、30年以上の長期的な使用を想定した長寿命化まで、様々な長寿命化を検討します。

・10 年程度の長寿命化

敷地等の課題整理に時間を要する学校など

- ・10~30年の長寿命化(必要に応じて大規模リニューアルの実施も検討) 将来的に適正規模でなくなる可能性のある学校など児童生徒数の推移の 注視が必要な学校や、最古の棟のみを長寿命化する学校
- ・30 年以上の使用を想定した長寿命化(大規模リニューアルの実施も併せて検討)

工事が長期にわたるなどの理由により「居ながら建替え」が事実上困難な学校や敷地等の課題から建替えが極めて困難な学校(対象校の選定にあたっては、「5 建替事業の進め方 (1)~(3) | を準用します。)

# (4) 今後の進め方

これまで、築 70 年を超えて学校施設を長寿命化して使用した経験がないため、耐久性向上や維持保全にかかる手法の確立が必要です。また、効果的でローコストな長寿命化改修の工法等の検討を行うことが必要です。

これらに取り組むため、「耐用年数評価」等を実施した学校について、順次、「学校ごとの個別の対応方針」を検討していきます。

なお、詳細については、「学校施設の長寿命化計画」の改定に併せ、今後、検 討していきます。

### (参考) 長寿命化改修や大規模リニューアルの具体例

- ア 構造躯体の劣化対策
  - ・構造躯体の経年劣化を回復するもの…コンクリートの中性化対策や鉄筋の 腐食対策等
  - ・耐久性に優れた仕上材へ交換…劣化に強い塗装・防水材等の使用
  - ・維持管理や設備更新の容易性の確保
  - ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新

- イ 建物の機能や性能を向上させるための工事
  - (ア) 安全・安心な施設環境を確保するもの
    - ・耐震対策(非構造部材を含む)、防災機能の強化、事故防止・防犯対策等
  - (イ) 教育環境の質的向上を図るもの
    - ・近年の多様な学習内容・学習形態への対応(多目的室の設置等)
    - ・今後の学校教育や情報化の進展に対応可能な柔軟な計画
    - ・省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用、バリアフリー化、木材の 活用など
  - (ウ) 地域コミュニティの拠点形成を図るもの
    - ・地域住民の利用を考慮した教室等の配置の変更など

# 7 今後の取組

未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、魅力ある快適な学校施設を整備することは、国及び地方自治体に課せられた重要な責務の一つです。子どもたちが安全に、安心して学べる環境づくりに向け、責任ある施設整備が求められます。新しい時代の学びの実現に向け、長期的な視野を持ち、より良い手法を模索しながら建替え等を進めていきます。

また、約5年間の建替事業実施で得られた知見や、最新の技術を取り入れながら、より効率的かつ効果的な建替え事業の進め方を模索していきます。

一方で、本市の将来人口推計(令和2年9月)では、今後、急激な少子高齢化と総人口の減少が予測されています。将来人口推計をベースにした長期財政推計では、高齢化の進展による社会保障経費の増加と人口減少による市税収入の減少により、今後、各年度の収支差(歳出に対する歳入の不足額)は拡大し続けることが予測されています。

本市ではこれまで、学校施設を含む多くの公共施設を整備してきており、老 朽化とともに、その維持保全コストは本市予算の大きな割合を占めることが予 想されています。

このため「財政ビジョン」で本市は、限られた財源の中で、施設の規模や数量、質、保全更新コストを、将来の人口や財政の規模に見合った水準へと適正化する方針に舵を切りました。

安全・安心な教育環境の整備を安定的かつ持続的に進めるため、長期的な視点をもって、建替えや長寿命化、規模適正化に取り組んでいきます。

今後も、社会情勢等の変化や全市方針の転換などに応じて、随時、方針の見 直しを行い、持続可能な建替え等の事業実施を目指していきます。

# 参考資料

# 指定都市及び東京都区部の児童・生徒数及び施設面積

【小学校】 (単位 面積=㎡)

	· 于 作义 』					1校&	あたり						1人あ		产区 凹伤	(-111)
		学校数	児童数	順位	校地區	面積	グラウン	ド面積	建物の保	有面積	校地面	面積	グラウン		建物の保	有面積
			九里奴	順吐	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位
1	横浜市	341	538	4	12,540	17	3,725	20	5,856	11	23.3	18	6.9	21	10.9	15
2	札幌市	200	450	11	15,484	13	7,955	9	6,980	2	34.4	11	17.7	10	15.5	3
3	仙台市	119	453	10	19,030	1	8,415	5	6,816	4	42.0	4	18.6	7	15.0	4
4	さいたま市	104	679	1	17,371	8	8,161	8	7,155	1	25.6	17	12.0	17	10.5	16
5	千葉市	111	429	15	18,147	4	8,246	7	6,249	6	42.3	3	19.2	6	14.6	5
6	東京都区部	817	495	6	8,999	21	3,714	21	5,076	18	18.2	21	7.5	20	10.3	19
7	川崎市	114	664	2	13,562	16	6,314	16	6,927	3	20.4	20	9.5	19	10.4	17
8	相模原市	70	507	5	17,020	10	7,159	13	6,420	5	33.6	12	14.1	13	12.7	10
9	新潟市	107	364	21	18,783	2	9,487	1	5,839	12	51.6	1	26.1	1	16.0	1
10	静岡市	87	382	19	15,117	14	7,747	10	5,474	16	39.5	7	20.3	3	14.3	7
11	浜松市	97	441	13	17,139	9	8,739	3	5,226	17	38.9	8	19.8	5	11.9	13
12	名古屋市	262	435	14	12,099	18	6,617	15	5,584	15	27.8	16	15.2	12	12.8	9
13	京都市	153	406	18	11,959	19	5,084	18	4,697	19	29.5	14	12.5	16	11.6	14
14	大阪市	286	415	17	9,405	20	4,697	19	6,036	8	22.7	19	11.3	18	14.5	6
15	堺市	92	473	8	18,311	3	8,409	6	5,700	13	38.7	9	17.8	9	12.0	12
16	神戸市	163	460	9	13,684	15	6,231	17	5,670	14	29.8	13	13.6	14	12.3	11
17	岡山市	91	424	16	17,542	7	8,480	4	5,896	9	41.3	5	20.0	4	13.9	8
18	広島市	141	475	7	18,074	5	7,515	12	4,601	20	38.0	10	15.8	11	9.7	21
19	北九州市	129	370	20	16,146	12	6,847	14	5,894	10	43.6	2	18.5	8	15.9	2
20	福岡市	145	582	3	16,394	11	7,526	11	6,061	7	28.2	15	12.9	15	10.4	18
21	熊本市	92	449	12	18,042	6	9,145	2	4,536	21	40.1	6	20.3	2	10.1	20
	21都市平均	169	468	-	15,615	-	7,324	-	5,842	-	34.3	-	16.1	-	12.7	-

【中学校】 (単位 面積=㎡)

						1校ま	<u>あたり</u>						1人あ	たり		
		学校数	生徒数	順位	校地面	面積	グラウン	ド面積	建物の保	有面積	校地面	面積	グラウン	ド面積	建物の保	有面積
			工化数	顺位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位
1	横浜市	147	614	3	18,361	16	6,423	20	6,383	17	29.9	18	10.5	21	10.4	20
2	札幌市	99	454	17	19,637	14	10,699	13	8,083	1	43.3	12	23.6	9	17.8	3
3	仙台市	64	415	19	25,084	7	12,055	8	7,683	5	60.5	2	29.1	4	18.5	2
4	さいたま市	58	617	2	23,737	10	12,850	5	7,998	2	38.5	14	20.8	12	13.0	15
5	千葉市	55	457	15	23,880	9	12,078	7	7,148	8	52.2	6	26.4	6	15.6	7
6	東京都区部	369	533	6	12,135	21	5,743	21	5,968	19	22.8	21	10.8	20	11.2	18
7	川崎市	52	647	1	16,229	19	7,654	18	7,726	4	25.1	20	11.8	19	11.9	16
8	相模原市	36	487	11	24,828	8	11,170	10	7,849	3	51.0	8	22.9	11	16.1	6
9	新潟市	57	345	21	26,766	1	15,682	1	6,819	13	77.5	1	45.4	1	19.7	1
10	静岡市	43	416	18	22,026	13	12,244	6	6,724	14	53.0	5	29.5	3	16.2	5
11	浜松市	49	455	16	26,156	3	14,270	2	6,439	16	57.4	4	31.3	2	14.1	10
12	名古屋市	112	519	7	17,477	18	9,860	15	6,986	9	33.7	17	19.0	15	13.5	13
13	京都市	74	462	14	17,642	17	7,681	17	6,150	18	38.2	15	16.6	17	13.3	14
14	大阪市	128	475	12	14,126	20	7,505	19	7,271	7	29.8	19	15.8	18	15.3	8
15	堺市	43	507	8	25,329	5	13,316	4	6,882	12	50.0	10	26.3	7	13.6	12
16	神戸市	84	465	13	19,308	15	9,442	16	6,559	15	41.5	13	20.3	14	14.1	11
17	岡山市	38	507	9	25,719	4	11,860	9	7,449	6	50.8	9	23.4	10	14.7	9
18	広島市	63	537	5	26,402	2	11,113	11	5,563	20	49.2	11	20.7	13	10.4	21
19	北九州市	62	399	20	23,562	11	10,263	14	6,888	11	59.0	3	25.7	8	17.3	4
20	福岡市	69	585	4	22,303	12	10,758	12	6,958	10	38.1	16	18.4	16	11.9	17
21	熊本市	43	488	10	25,102	6	13,653	3	5,275	21	51.4	7	28.0	5	10.8	19
	21都市平均	80	489	_	21,872	-	10,995	_	6,921	-	46.1	-	23.3	_	14.5	-

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

令和2年5月現在 出典:大都市比較統計年表

グ
「備力
影響
校施
1
_

小学	小学校施設整備水準	-										12	令和3年1月改訂	£1月改訂
插引	Įų V							<b>操毁帐</b>				<b>東</b>		~ ~
1 <u>=</u> /JJ		<u>{</u>	12	13~14	15	16~17	18~19	20	21~26	27	28~30	31~32	33~35	36~
1	1 普通教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	+	学級数	学級数
医	2 個別支援教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
H	3 特別支援教室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	1 理科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0
廿	2 音楽教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0
記	3 家庭科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
数[	4 図画工作教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
#	5 図書室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	S   教育相談室・耐火書庫	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
W	1 多目的室 (水廻り学習等)	1	I	Ι	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
уШ	2 多目的室(集会・発表等)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
名(	3 多目的室(少人数指導)	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0
#H	4 多目的室(学校指定) ※2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	1 校長室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	2 職員室 ※3	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.5
	3 事務室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	4 保健室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	5 保健相談室・教材教具室②	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	6 放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	7 会議室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
御田	8 印刷室	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5
北海	9 職員更衣室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
 (H)	10 技術員室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	11   休養室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	13 教材教具室①	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	14 倉庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	15 資料室•耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	16 PTA会議室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	17   地域交流室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
W	1 児童更な室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
6		1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5
₽ì	育館(アリーナ)	560m²	560m²	560m²	560m²	720m <sup>1</sup>	720m²	720m²	720m²	720m²	720m²	720m²	720m²	1,080m <sup>1</sup>
北/※	単語を使じっしている。													

普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする 具体的な用途…個別支援教室の増対応、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室 等 普通教室+個別支援教室の学級数を適用する 普通教室+1(個別支援教室分)の学級数を適用する \* \* \* \* \* - 0 0 4

中学校施設整備水準

令和3年7月改訂

h H	שהא <u>ו</u>	十八四十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十										ンサイ		5 × ×
種別		邻公						学級数	及数			:ン 計 く	( ) - - - - -	-
			2	6~10	11	12	13~14	15~16	17	18~21	22~24	25	26~29	30~
1	_	普通教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
数图	7	個別支援教室 ※2	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
H	က	特別支援教室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	_	理科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	2	音楽教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	M	家庭科教室	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5		3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
押る	4	技術教室	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
回教	2	美術教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
(M)	9	図書室	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	7	教育相談室•耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	9.0	0.5
	∞	特別活動室	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	9.0	0.5
	6	進路指導室	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	9.0	0.5	9.0	0.5
W [	_	多目的室(集会•発表等)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
□ <del>{</del>	2		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
S (M)	M		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	_	校長室	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	9.0	0.5
	2		1.5	2	2.5	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0	3.5	3.5	4.0	4.5
	M		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
			1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	5	保健相談室・教材教具室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	9		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	7	会議室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
₩ ₩	$\infty$	印刷室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
非語	0		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
3 (M)	10		0.5	0.5		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			0.5	
	1	休養室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	12		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	13	変電室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	14	倉庫	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	9.0	0.5	9.0	0.5
	15		0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	16		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	9.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	17	地域交流室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
МE	_	生徒更衣室	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
3 包	2		1.0	1.0	1.0	1.5	7.1	1.5	1.5	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5
※ 加	普诵教室の1	PO1002相当の面積を1CRがする												

<sup>※1</sup> 普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする※2 個別支援教室が1CRの場合は、ブレイルームを含め2CR整備する※3 具体的な用途…個別支援教室の増対応、国際教室、不登校対応 等※4 個別支援教室が3CR以上の場合、普通教室数十個別支援教室数-2CRの欄を適用する

# 令和5年3月

横浜市教育委員会事務局 施設部 教育施設課

〒231-0017 横浜市中区本町6-50-10 電話 045-671-3531 FAX 045-664-4743 ky-tatekae@city.yokohama.jp